

○豊丘村広報広告掲載要綱

平成19年 4月16日

豊丘村告示第 7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊丘村が発行する「広報とよおか」(以下「広報」という。)に、私人による広告を掲載する場合における取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載者適格)

第2条 次の各号のいずれにも該当する者は、広報へ自ら営む事業に関する広告を掲載するよう求めることができる。

- (1) 事業を営む個人又は法人であること。
- (2) 1年以上の期間にわたって事業を営んでいること。
- (3) 現に税金等の滞納がないこと。

(広告掲載希望者の募集等)

第3条 村長は、前条各号に該当する者で広報に広告の掲載を求めるものを公募(以下「公募」という。)する。

2 前項の規定にかかわらず、村長は、公募に代えて、必要と認める者に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第4条 広報に広告の掲載を求める者(前条第2項の規定により村長の案内に応じた者を含む。以下「申請者」という。)は、豊丘村広報広告掲載申請書(様式第1号)に、当該掲載しようとする版下(校正が完了した広告の原稿をいう。)を添えて村長に申請(以下「掲載申請」という。)しなければならない。この場合における当該版下の作成費用は、申請者の負担とする。

2 掲載申請は、村長が別に定める公募の期間内に行わなければならない。

(掲載申請の規格等)

第5条 掲載申請は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 発行する広報1号当たり、一の広告を対象とすること。
- (2) 次のいずれかの規格とすること。
 - ア 規格1 縦の長さ 45ミリメートル 横の長さ 87.5ミリメートル 広告掲載料 2,000円
 - イ 規格2 縦の長さ 45ミリメートル 横の長さ 175ミリメートル 広告掲載料 4,000円

(掲載申請を受理する広告の内容)

第6条 村長は、掲載申請に係る広告の内容が、次の各号のいずれにも該当すると認めた場合は、これを受理する。

- (1) 申請者自らの事業活動に資するために行うものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 広報が果たす公共的機能に支障を生じさせるもの
 - イ 犯罪に加担又は犯罪を助長し、又はそのおそれがあるもの
 - ウ 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
 - エ 政治活動又は宗教活動に関与するもの
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規

定する風俗営業に関するもの

カ 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に関するもの

キ 事実と反する表記を含み、又は内容が誇大であるもの

ク 豊丘村が広告の内容を推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの

ケ 村民に不利益を与えるもの

- 2 掲載申請に係る広告の内容が前項各号に該当するものであっても、村長が掲載を適当でないと認めたものは、受理しない。

(広告掲載の決定)

第 7 条 村長は、前条第 1 項の規定により掲載申請を受理した場合は、第 12 条第 1 項に規定する豊丘村広報広告審査委員会による審査を経て、当該掲載申請に係る広告の掲載の可否を決定する。

- 2 村長は、前項の審査を経た掲載申込みの数が、公募において指定した数を超えると認めた場合は、抽選により掲載の可否を決定する。

- 3 村長は、掲載の可否を決定したときは、その結果を、豊丘村広報広告掲載決定通知書(様式第 2 号)をもって申請者に通知する。

(広告を掲載する位置等)

第 8 条 広報に広告を掲載する位置及び掲載号は、村長が指定する箇所とする。

- 2 一の広報に広告を掲載する数は、1 ページ当たり 2 件までとし、4 ページまでとする。

(広告掲載料の納付)

第 9 条 第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により掲載を可とする決定(以下「掲載決定」という。)を受けた申請者は、第 5 条に規定する広告掲載料を村長に納付しなければならない。

- 2 広告掲載料は、村長が指定する期日までに全額を納付しなければならない。ただし、村長が認めたときは、この限りでない。

- 3 既に納付のあった広告掲載料は、還付しない。ただし、申請者の責によらない事由又は広報の発行上の都合により、掲載を決定した広告を掲載しなかった場合は、この限りでない。

(申請者の責任等)

第 10 条 広報に掲載した広告の内容に関する一切の責任は、申請者に帰する。

- 2 広報への広告の掲載により、第三者に損害が生じた場合は、申請者がその賠償の責めを負う。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 村長は、次のいずれかに該当した場合は、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条第 2 項本文の規定に違反した場合
- (2) 第 6 条第 1 項各号に反する事実が発見された場合
- (3) 広報の編集又は発行の事務上支障がある場合

- 2 前項の場合において、申請者に損害が生じても、村長はその賠償の責めを負わない。

(豊丘村広報広告審査委員会)

第 12 条 広報への広告の掲載可否を決定するに当たって必要な審査をするために、豊丘村広報広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に次に掲げる職を置き、それぞれ当該各号に定める豊丘村の職員をもって充てる。

- (1) 委員長 副村長
- (2) 委員 課等の長

3 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委員会の会議等)

第13条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会において必要と認めるときは、委員長は、関係者に出席を求めることができる。

7 委員会の会議を招集するいとまがないと委員長が認める場合は、回議により行うことができる。

(会議結果の報告)

第14条 委員長は、会議を行ったときは、速やかに、会議の経過及び結果を村長に報告するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務課長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。